

# 開発の可否に民意の反映を!

計画段階から「参加」必要  
改善過程は道の試金石に

ルボライター  
滝川康治

ほとんどやつてないのに、道はコ  
ス拡張を認めてしまった」として、知事意見書に対する異議申立てを行なった。三ヶ月後、道は申立てを却下したが、その理由は、「アセス条例の目的は、開発事業を直接規制するものではない。罰則や工事実施の制限など、いわゆる効果性の担保に関する規定は特に設けられていない。知事の意見書は事業者に対する処分ではなく、申立ては不適法だ」とする内容。「やっぱりそうか、とう感じだった」(芳賀さん)

一連の経過は、条例が開発の免罪符になつていることを露呈させ、実効性の担保にも乏しい実態を浮き彫りにさ



リゾート開発などでアセス制度に注文をつける新得町の芳賀耕一さん

欠陥が指摘されている道の「環境影響評価条例」は七八年、都道府県レベルで初めて制定された。それから十八年、道路やダム、空港、リゾート施設など七十年を超える事業について、この条例が適用されている。

「環境アセスメント」とは、開発に先立つて周辺の環境を把握するとともに、事業が環境に与える影響を事前に調査・予測し、その評価を行なう手法。道の条例は初期に施行されただけに欠陥が多く、前出のサホロリゾートのような問題点をかかえてきた。

わたしには「アセス条例」にまつわる、川崎市内で暮らしていた二十年も前の思い出がある。

當時、市有地をLNG（液化天然ガス）基地や火力発電所の用地として電力会社に売却する計画があり、公害拡大を心配する市民の間から激しい反対運動が起きた。二十歳そこそこのわたしあら、その渦中に身を投じていた。売却は市民の抗議のなかで強行されたのだが、その過程で浮上したのがアセス制度の条例化（七六年秋）だった。

自治体初の条例は、アセス報告書の総期間が短く、説明会や公聴会の義務づけもない形式だけの住民参加を盛るなど、欠陥が目立つた。「公共事業は行政みずからが開発主体で“マッチポンプ”になる」と、わたしたちは市を引きびしく批判したものだ。

「事業が本当に必要なのか？」の議論が大切なに、今の条例のシステムではそれができない。まず、計画段階か

らのアセスにして、関連文書は余分に印刷して配付することを求めたい」と注文をつける芳賀さんは現在、道開発局が計画している高規格道路・夕張清水線のアセス問題に取り組んでいる。同様の国際的要綱に基づくアセスは、道条例によるものよりも杜撰なものだが、サホロリゾートの経験を生かして発言を続ける。

「天然記念物のクマゲラが生息する北側斜面について、アセスは現状調査を



「形式だけの開催」との批判が根強い環境アセスメントの説明会（94年10月、下川町内で）



「今の環境アセスメントは事業の実施が大前提で、形式的なもの。意義があるとしたら、初めて住民に資料が公表されることくらいかな。上巣村トマムや大滝村のリゾート開発にしても、本来はアセス条例で解決すべきものが、経済的な理由や住民の声によって解決に向かつたのが実態ですよ」

こう指摘するのは、狩勝高原のサホロリゾートのそばで農業を営む芳賀耕一さん（41・新得町在住）だ。同リゾートの拡張計画もまた、経済環境の変化や住民側の問題提起によって事実上頓挫した経緯がある。

九一年四月、セゾングループはスキーフィールドやゴルフ場、宿泊施設の拡張を

柱にしたサホロリゾートの開発構想をまとめた。「スキーフィールドやゴルフ場がなければ都会人が訪れないからと、自然を破壊して施設を造るのは非常に貧しい発想ではないか」と疑問を抱いた芳賀さんは、住民グループを結成して事業者側と話し合いを始める。道のアセス条例に基づく公聴会でも、ゴルフ場で使う魚毒性の高い農薬の使用中止や地元負担などについて意見を述べた。

佐幌岳東側に広がるサホロスキーフィールド（北と南側の斜面）を拡張する計画に対し、住民グループは斜面全体の保全を求めて事業者と話し合いを続けていた。が、事業者側は本気で住民と対応していないかった。

九二年三月、知事の諮問機関・道環境影響評価審議会は、事業者のアセスに対して、南斜面の開発について修正意見を答申し、北斜面を除外した。「道と事業者との間で裏取引をしたらしく、水面下で話し合っていた。これが一番の問題だった」

疑問を募らせた芳賀さんは翌月、天然記念物のクマゲラが生息する北側斜面について、アセスは現状調査を

## 制定から18年、改正へ始動

1996.12.

その川崎市の条例を参考にしたのが道の条例である。その後、同市では条例改正によって制度の充実が図られたと聞くが、北海道は見直しが手つかずのまま歳月が流れた。

道庁内の見直し作業が始まつたのは2年ほど前から。①現状の問題点、②他府県の制度の中身、③外国の動向――をテーマに部内の議論を進めてきた。

「住民団体からの改善要望や道議会などからの指摘がある。國も来年の早い

## 遅すぎる調査・評価の時期

サホロと同じように、構想が破綻した占冠村のアルファリゾート・トマム事業開発主体は関兵精麦など)。ここでも、スキー場とゴルフ場、宿泊施設が立てられたが、バブル崩壊後の93年に経営危機が表面化して、今ではリゾートは事実上、債権者の支配下に置かれている。無残な挫折である。

拡張計画に対して92年秋、「計画全般にわたる見直しが必要」として、道のアセス審議会から異例の修正意見が付けられた。翌93年、北海道自然保



制度の改善を希望する会の代表  
北海道三会長

がいて、自分たちの農場はそこに生かれていた。自分の意見を聞きたいと、聴く機会は二回設けられている。

第一弾は、手紙やファックスによる意見の公募で、月中旬の期限までに二十件の意見(うち団体は十一件)が寄せられた。内容は、計画アセスや事後手続きの導入、対象事業の拡大を求める意見が多い、という。

年明けには、道内数カ所で「意見を聴く会」を開催する予定だが、こうした手法は9月に制定された「環境基本条例」の経緯に学んだものだ。

## 「基本条例」の経緯に学んで

見直し作業のなかで、道民の意見を

聴く機会は二回設けられている。

第一弾は、手紙やファックスによる意見の公募で、月中旬の期限までに二十件の意見(うち団体は十一件)が寄せられた。内容は、計画アセスや事後手続きの導入、対象事業の拡大を求める意見が多い、という。

年明けには、道内数カ所で「意見を聴く会」を開催する予定だが、こうした手法は9月に制定された「環境基本条例」の経緯に学んだものだ。

札幌市弁護士会からのもので、個人の意見は札幌や上川管内、帯広、室蘭などから。その内容は、計画アセスや事後手続きの導入、対象事業の拡大を求める意見が多い、という。

この川崎市の条例を参考にしたのが道の条例である。その後、同市では条例改正によって制度の充実が図られたと聞くが、北海道は見直しが手つかずのまま歳月が流れた。

その川崎市の条例を参考にしたのが道の条例である。その後、同市では条例改正によって制度の充実が図られたと聞くが、北海道は見直しが手つかずのまま歳月が流れた。

時期の法制化を検討している。法律との整合性もにらんで、道としても見直さなければならない。(環境政策課)

というのだが、作業が具体化してきた理由。今年七月には、道保健環境部長の私的諮問機関として「環境影響評価検討会」(委員長・中村睦男北大法学部教授、九人)が発足し、計画段階でのアセスの導入や住民参加のあり方などをめぐって議論を重ねている。年内には報告をまとめる予定だ。

「評価や判断について、きちんとした手法がなく、調査の受託者は「開発はアセスの導入や住民参加のあり方など

をめぐって議論を重ねている。年内には報告をまとめる予定だ。

き植物があるか?」で論が組まれるが、対象となるのは日本全体のなかで特殊な環境を中心的に調べたもの。身近な環境にはないものがほとんどで、エリー・トの植物がいなければ普通の自然は何でもできるようになる」

「評価や判断について、きちんとした手法がなく、調査の受託者は「開発はアセスの導入や住民参加のあり方など

をめぐって議論を重ねている。年内には報告をまとめる予定だ。

のを白紙に戻したり、別な発想や開発手法も選択肢のひとつにする。(計画アセス)が抜けている。熟度が低いときには、声は環境保全に情報を公開し、関係者のコンセンサスが得られるといいのに、現実は違う」と、伊さんは計画段階のアセスに共にいるが、その原因は調査・評価の時期が遅すぎることにある。

「評価や判断について、きちんとした手法がなく、調査の受託者は「開発はアセスの導入や住民参加のあり方など

をめぐって議論を重ねている。年内には報告をまとめる予定だ。

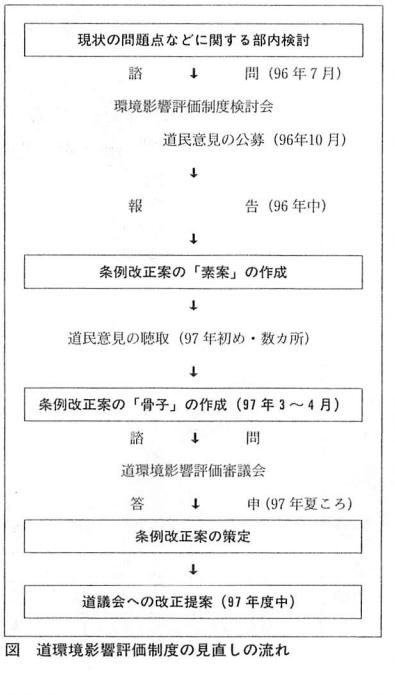


図 道環境影響評価制度の見直しの流れ

## ●見直し進む道の環境アセスメント条例

の貸出しやコピー（費用は無料か実費程度）も認めるべきだろう。

「トマムレポート」作成者の一人・畠山武道さん（北大法学部教授・環境法）は、次のように述べている。

「アセスの目的のひとつが、環境情報の公開と住民・事業者・行政の間のコミュニケーションの確保にあることを考へると、説明会だけでは決定的にならない。①アセスの着手前に、事業の概要書の提出・公表・閲覧を義務づける②アセス実施計画書の作成・提出を義務づけ、実施方法や場所・時期などについて住民に説明する③概要書ではなく、環境影響評価書本体を複数作成して住民に配付する——などの措置を取りなければ、開発業者の責任を明確にしたことはならない」

「環境影響評価審議会は、非公開で行なわれる小委員会すべてが決定され、総会はその報告を受け、異議なく承認するだけだ。小委員会の委員は、會議での住民意見の聴取や、現地での意見交換会、現地調査の際の住民の立会いなどを通して、積極的に住民と接触すべきであろう」（同レポートから）



環境基本条例をめぐり懇談する市民グループと道の関係者（5月、札幌市内で）

環境基本条例をめぐり懇談する市民グループと道の関係者（5月、札幌市内で）

行政に求められている。

三百ヘクタール以下の総合レクリエーション施設が対象から除外されて

いるので、単独のリゾート開発でアセ

スが実施されなかつたり、廃棄物施設

などがアセスの対象になつてない

——といった不十分さも、多くの人が指摘してきた。「三百ヘクタール」枠の撤廃とともに、各種廃棄物施設や下水道終末処理施設、農地開発、河川工事、自動車試験場、ガス製造所などを対象事業に加えるべきだ。

河川工事、自動車試験場、ガス製造所などを対象事業に加えるべきだ。

また、現行アセスの評価対象は「自然環境」と「公害」に限定されている

が、他府県の条例を参考にして、地下

水や廃棄物、史跡・文化財、気象など

を対象に含むよう、条例を改正してほ

しいものだ。

「国の環境アセスメント法では、横出しあり上乗せを含めて、地域の独自性に

対応できる余地を残してほしい。アセ

ス制度と他の規制などと連動して、環

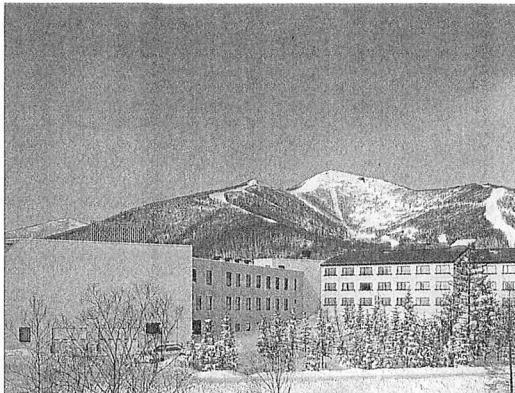
境保全を図る措置を講じてほしい」

今年八月、仙台市内で開かれた、ア

セス法制化をめぐる中央環境審議会の「プロック別ヒアリング」の席上、道の代表者はこう注文をつけた。

国に対して積極的にもの申す姿勢が伝わってくる発言、と思ふ。

環境基本条例制定の過程では、道民の意見を反映させて、一歩前進した感がある道の環境行政。今度は、アセス制度をめぐつて道民意見をどこまで反映させられるか——環境行政の試金石といえそうだ。



サホロリゾート地区

環境基本条例をめぐり懇談する市民グループと道の関係者（5月、札幌市内で）